官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　一
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五三）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇一九～一〇三四）　二
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一〇三五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九八七）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九二、一九三）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔資　料〕
令和八年五月中国際収支状況（速報）及び令和八年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
信託会社等営業保証金取戻し関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

内閣官房令

○内閣官房令第七号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年七月二十二日　内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　人口戦略本部及び全世代型社会保障構築本部に関する事務を掌理するもの	［号を加える。］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月二十二日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の事務所の項中「支所長」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「課長　審査長」を「課長　取引適正化検査管理官　審査長」に改め、「取引適正化調査室長」を削り、同部地方事務所の項中「総務管理官」を「総務管理官　取引適正化管理官」に改める。

別表カジノ管理委員会の部の次に次のように加える。

サイバー通信情報監理委員会	事務局	事務局長　次長　公文書監理官　課長　検査室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）　課長補佐（人事）　人事係長　予算係長　文書係長　庶務係長

別表こども家庭庁の部内部部局の項中「児童手当管理室長」を「児童手当管理室長　こどもの自殺対策推進室長」に改める。

別表復興庁の部復興局の項中「次長」を「副局長　センター長　次長　センター次長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「行政経営支援室長　ふるさと住民登録制度推進室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「危機管理調整室長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「広報室長　連絡調整官」を「連絡調整官」に、「国際協力企画室長」を「広報室長　国際協力企画室長」に、「主任教育企画調整官」を「主任教育企画調整官　学校給食振興調整官」に改め、「情報教育振興室長」を削り、「幼児教育企画官」を「幼児教育企画官　高校教育改革室長　高校修学支援室長　産業教育振興室長」に、「高校修学支援企画官　産業教育振興企画官」を「情報教育振興企画官」に、「奨励室長」を「奨励室長　人工知能活用推進企画官」に改める。

別表スポーツ庁の部内部部局の項中「障害者スポーツ振興室長」を「パラスポーツ振興室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「建設安全対策室長」を「建設・個人事業者安全対策室長」に、「会計企画調整室長」を「人事ＤＸ推進室長　会計企画調整室長　会計ＤＸ推進室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「保健医療経済評価研究センター長」を「保健医療経済評価研究センター長　防災・公衆衛生レジリエンス研究センター長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「課長　統計企画管理官」を「課長　統計企画管理官　米穀輸出促進官」に、「食料システム連携推進室長　ファイナンス室長」を「新事業創出室長　食料システム連携推進室長」に、「米麦流通加工対策室長」を「米麦消費拡大推進室長　米流通対策官」に改め、「米穀貿易企画室長」を削り、「担い手総合対策室長」を「担い手・法人総合対策室長」に、「農泊推進室長」を「農泊・里業推進室長」に改め、同部地方農政局の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官　総括食品表示監視官　上席食品表示監視官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官　総括食品表示監視官　上席食品表示監視官」に改める。

別表林野庁の部内部部局の項中「花粉発生源対策調整官　森林吸収源情報管理官」を「森業振興室長　花粉発生源対策調整官」に改め、同部森林管理局の項中「森林放射性物質汚染対策センター」を「福島森林再生センター」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「厚生審査官」を「厚生審査官　ＤＸ室長」に、「イノベーション推進戦略企画官」を「イノベーション推進戦略企画官　量子産業室長」に改め、「、国際室長」の下に「、量子産業室長」を加える。

別表国土交通省の部地方整備局の項中「港湾情報化推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、同部地方整備局の事務所の項中「船長等」を「専門員（人事、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）船長等」に改め、同部北海道開発局の項中「開発専門官（人事）」の下に「又は予算」を加え、同部開発建設部の項中「事業調整官」及び「空港対策官」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「監査・業務改善推進室長」を「監査・マネジメント推進室長」に、「放射線環境対策室長」を「環境放射線企画室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「公文書監理室長」を削り、「広報室長」を「広報室長　公文書監理室長　政策調整室長」に、「首席審理官」を「首席審理官　公平審査制度企画室長」に改め、「総合調整官」及び「総務課、企画法制課」を削り、「主任法令審査官」を「総務専門官　主任法令審査官」に改める。

別表備考第一項中「令和八年二月二十八日」を「令和八年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　令和八年度中ＳＡＭ部隊実射訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年七月二十三日から令和八年十一月十八日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市宇和町明間一六一〇、一六一二から一六一四、一六二一から一六二五、一六二六の二、一六二七の一、一六二七の二、一六二八、一六二九、一六三一、一六三二、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八一の一、一六八二、一六八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和町明間一六一二・一六一四・一六二四・一六二五・一六二六の一・一六二六の二・一六二七の一・一六二八・一六三一・一六三二・一六八一の一・一六八三の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二七の二、一六八〇の一、一六八〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市九川乙九四四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市井内字上林道上乙二四六、字コヤノ谷乙二三五の一、字上林道下乙二三七の一、字シヨシガハ乙二三八から乙二四〇、字カウノセ乙二四一、字コタマ谷上乙二五〇の五、乙二五〇の七、字南谷乙二五二、甲二一二七の一、字小玉谷甲二一二八の一、甲二一二八の二、甲二一二九、甲二一三〇、字障子川甲二一三二、甲二一三四、甲二一三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県新城市中宇利字大幡五の三から五の五まで、五の一〇、五の二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大幡五の三から五の五まで・五の一〇・五の二四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県富山市東猪谷字中山割一の七、二の二から二の一〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町南保字大平一五から一七まで、字屋敷九から一二まで、一四、字谷田五九六二から五九六七まで、五九八〇、五九八二の一から五九八二の三まで、五九八三から五九八五まで、五九八七、五九九〇、五九九八、五九九九、六〇〇二の一から六〇〇二の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市米沢字一ノ沢三三二の一、三三二の三、三三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市中条字大葛原庚一二一一から庚一二一三まで、庚一二三五の丑、庚一二三六、庚一二四一から庚一二四四まで、庚一二四三の子、庚一二四七、庚一二四八、庚一二五一、庚一二七二の丑、庚一二七二の辰、庚一二七七、庚一二七七の子、庚一二七九の子、庚一二七九の丑、庚一二八〇の子、庚一二八一から庚一二八四まで、庚一二八二の子、庚一二八五の子、庚一二八六、庚一二八六の子、庚一二八六の丑、庚一二八六の卯、庚一二八六の辰
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市明星寺字河内八五三の一、八五四の一、八五四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字河内八五三の一・八五四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字中元寺字田ノ本下ノ平七七八の一〇七・七七八の一〇八・七七八の一二一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字合馬字鍋河内八九〇・二四一六の一五・二四一六の五六・二四一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡東区河内二丁目三一二六の三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字ムカイノ三五四の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ムカイノ三五四の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字前田七四三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字前田七四三の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字赤迫四一五、四二七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤迫四一五・四二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字中ノ原六〇八・六七九の一・六七九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和八年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八四三、六〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七三六、三〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二四八、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四六一、四〇〇円

○国土交通省告示第九百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滑川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡上松町大字小川及び同町大字荻原の区域内の土地のうち、次の一点から四十四点までを順次結んだ線及び一点と四十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千七百四十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域、平成三年建設省告示第六百一号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成三年建設省告示第六百二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 46′ 53.0388″	137° 44′ 45.1007″
2	35° 46′ 49.9481″	137° 44′ 45.8965″
3	35° 46′ 47.6558″	137° 44′ 46.4558″
4	35° 46′ 47.5527″	137° 44′ 46.4810″
5	35° 46′ 45.7992″	137° 44′ 46.9088″
6	35° 46′ 45.7349″	137° 44′ 47.0280″
7	35° 46′ 45.1012″	137° 44′ 48.1857″
8	35° 46′ 44.8274″	137° 44′ 48.1447″
9	35° 46′ 44.4222″	137° 44′ 47.6885″
10	35° 46′ 44.0916″	137° 44′ 46.7905″
11	35° 46′ 44.0277″	137° 44′ 46.7625″
12	35° 46′ 43.4005″	137° 44′ 46.4870″
13	35° 46′ 43.3038″	137° 44′ 46.4418″
14	35° 46′ 42.6647″	137° 44′ 46.7443″
15	35° 46′ 41.4817″	137° 44′ 47.3043″
16	35° 46′ 39.0257″	137° 44′ 48.1073″
17	35° 46′ 35.7778″	137° 44′ 47.8111″
18	35° 46′ 35.5452″	137° 44′ 47.2521″
19	35° 46′ 35.2056″	137° 44′ 46.4361″
20	35° 46′ 35.0507″	137° 44′ 46.0640″
21	35° 46′ 32.7714″	137° 44′ 45.3258″
22	35° 46′ 32.0527″	137° 44′ 45.0929″
23	35° 46′ 28.6584″	137° 44′ 43.9936″
24	35° 46′ 25.1258″	137° 44′ 44.5584″
25	35° 46′ 22.7137″	137° 44′ 45.0671″
26	35° 46′ 21.4614″	137° 44′ 40.8712″
27	35° 46′ 21.8084″	137° 44′ 40.5375″
28	35° 46′ 24.7635″	137° 44′ 37.4571″
29	35° 46′ 35.0606″	137° 44′ 36.6973″
30	35° 46′ 37.4352″	137° 44′ 36.5221″
31	35° 46′ 42.9057″	137° 44′ 38.8877″
32	35° 46′ 43.6267″	137° 44′ 39.1995″
33	35° 46′ 49.3228″	137° 44′ 39.1832″
34	35° 46′ 54.0488″	137° 44′ 32.9402″
35	35° 46′ 54.4913″	137° 44′ 34.5211″
36	35° 46′ 56.3657″	137° 44′ 42.5370″
37	35° 46′ 55.5853″	137° 44′ 42.9545″
38	35° 46′ 54.9813″	137° 44′ 43.9439″
39	35° 46′ 54.7626″	137° 44′ 44.0276″
40	35° 46′ 54.7033″	137° 44′ 44.0503″
41	35° 46′ 54.7372″	137° 44′ 44.3383″
42	35° 46′ 54.6911″	137° 44′ 44.4462″
43	35° 46′ 54.5317″	137° 44′ 44.6508″
44	35° 46′ 53.7063″	137° 44′ 44.9891″

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年七月二十七日から同月三十一日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年七月二十七日から同月三十一日までの間、毎日〇七〇〇から二〇〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三五度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

会期延長議決及び通知

七月十七日本院は国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

法律公布奏上通知書受領

七月十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

国旗の損壊等の処罰に関する法律

電気事業法の一部を改正する法律

刑事訴訟法の一部を改正する法律

皇室典範等の一部を改正する法律

議案通知書受領

七月十七日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

皇室典範等の一部を改正する法律案

参議院

通知書受領

七月十七日衆議院から、同院は国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

議決通知

七月十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案
電気事業法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
皇室典範等の一部を改正する法律案
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国旗の損壊等の処罰に関する法律案

質問主意書提出

七月十七日議員から次の質問主意書が提出された。
相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九七号）
労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九八号）
独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書（大島九州男提出）（第九九号）
歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書（大島九州男提出）（第一〇〇号）
独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書（仁比聡平提出）（第一〇一号）

答弁書受領

七月十七日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問に対する答弁書（第六七号）
参議院議員石垣のりこ提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問に対する答弁書（第六八号）
参議院議員打越さく良提出生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問に対する答弁書（第六九号）
参議院議員ラサール石井提出ジェンダーアイデンティティに関する質問に対する答弁書（第七〇号）

法律公布奏上及び通知

七月十七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律
種苗法の一部を改正する法律
国旗の損壊等の処罰に関する法律
電気事業法の一部を改正する法律
刑事訴訟法の一部を改正する法律
皇室典範等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（経済産業省通商政策局国際経済部経済連携課長）経済産業技官　小野澤恵一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　内野　宏人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上七月十七日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
近　寅彦

従五位に叙する（各通）
新内　稔
（富山県議会議員）

正七位に叙する（各通）
上野　正昭
川上　浩
平沼　藤長
林　利光
工藤　潔
鈴木　博伯
長井　健宜
森　和之
細野　孝
能條　孝
富沢　修一
加藤　明敏
高橋　宏二
橋本　昭三
末松　六郎
橋爪　秀夫
結城　敏
相馬　良春
長谷川　了

従六位に叙する（各通）
石黒　猛
高橋　昭渡

従七位に叙する（各通）（以上六月十一日）
田中　豊子

正六位に叙する（各通）
浅井　豊樹
倉本　英之
田中定治郎
古谷　武志
金杉　安次
久保　勝幸

従七位に叙する（各通）（以上六月十一日）

従四位に叙する
大城　正盛
佐藤　輝保
永井　澄
花弥　清一

正六位に叙する（各通）
木島　久文
中川　喜一
藤林　靖士

従六位に叙する（各通）
木村　芳美
野田　純一
森谷日出男

従七位に叙する（各通）
岩木　秀夫
酒井　正
中野　饒
前田　政奈
岡崎　倫三
下佐　裕
野間　英男
濱野　宏英

○叙勲

（富山県議会議員）
川上　浩

旭日小綬章を授ける（六月十一日）
坂本　嘉一

旭日単光章を授ける（六月十四日）
目時　睦男
山本　一男
鈴木　晴信

旭日中綬章を授ける（六月十六日）
上野　正昭
岩木　秀夫
林　利光
久保　勝幸
富沢　修一
工藤　潔
細野　孝
澤田　一也

瑞宝単光章を授ける（六月十七日）
小嶋　響

瑞宝小綬章を授ける
服部　雅好

瑞宝単光章を授ける（以上六月十八日）
熊谷　節郎

従七位に叙する（各通）（以上六月十二日）
吉井　眞純

正五位に叙する
石田尾行徳　塩澤　正勝
橋本　達也　矢野　義郎

従五位に叙する（各通）
縣　優子　神森　優
成田　正明　二瓶辰右エ門

正六位に叙する（各通）
岡田　久彌
富永　俊雄

従六位に叙する（各通）
高橋　重道
長島　利昌

正七位に叙する（各通）
安部　義親

従七位に叙する（以上六月十三日）
酒向　邦夫

従五位に叙する（各通）
淺野　仁　勝野　宗朗
田中　茂　次田　昌弘

正六位に叙する（各通）
植草　茂夫　下村健二郎
高木　英範　高橋　修
長谷川友彦

従六位に叙する（各通）
関根　晃
西崎　賢二

正七位に叙する（各通）
菅原　洋行

従七位に叙する（各通）（以上六月十四日）
大関　松雄
鈴木　晴信

正五位に叙する
井手　才生
問宮　理和

正七位に叙する
岡本　好治

従七位に叙する（以上六月十六日）
西川　昭二

従五位に叙する
佐藤　榮喜

正七位に叙する（各通）（以上六月十七日）
田井　啓三

従五位に叙する
高城　四郎

正六位に叙する
小嶋　響

従六位に叙する（各通）
狩野　正喜

正七位に叙する（以上六月十八日）
服部　雅好

瑞宝中綬章を授ける
石黒　猛
加藤　明敏
中川　喜一
花弥　清一

瑞宝双光章を授ける（各通）
長谷川　了
石田尾行徳　二瓶辰右エ門

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十二日）
藤林　靖士
森谷日出男

瑞宝小綬章を授ける（各通）
縣　優子
塩澤　正勝

瑞宝双光章を授ける（各通）
安部　義親
新谷　常彦

瑞宝単光章を授ける（以上六月十三日）
酒向　邦夫
佐藤　昭和

瑞宝小綬章を授ける
上久保政夫
高木　英範

瑞宝双光章を授ける（各通）
大関　松雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
菅原　洋行
岡本　好治

瑞宝単光章を授ける（六月十六日）
佐藤　榮喜

瑞宝単光章を授ける（六月十七日）
小嶋　響

瑞宝小綬章を授ける
服部　雅好

瑞宝単光章を授ける（以上六月十八日）
下村健二郎
次田　昌弘

瑞宝双光章を授ける
大関　松雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
岡本　好治

瑞宝単光章を授ける（六月十六日）
佐藤　榮喜

瑞宝単光章を授ける（六月十七日）
小嶋　響

瑞宝小綬章を授ける
服部　雅好

瑞宝単光章を授ける（以上六月十八日）
竹下　幸一

従七位に叙する（各通）（以上六月十二日）
吉井　眞純

正五位に叙する
石田尾行徳　塩澤　正勝
橋本　達也　矢野　義郎

従五位に叙する（各通）
縣　優子　神森　優
成田　正明　二瓶辰右エ門

正六位に叙する（各通）
岡田　久彌
富永　俊雄

従六位に叙する（各通）
高橋　重道
長島　利昌

正七位に叙する（各通）
安部　義親

従七位に叙する（以上六月十三日）
酒向　邦夫

従五位に叙する（各通）
淺野　仁　勝野　宗朗
田中　茂　次田　昌弘

正六位に叙する（各通）
植草　茂夫　下村健二郎
高木　英範　高橋　修
長谷川友彦

従六位に叙する（各通）
関根　晃
西崎　賢二

正七位に叙する（各通）
菅原　洋行

従七位に叙する（各通）（以上六月十四日）
大関　松雄
鈴木　晴信

正五位に叙する
井手　才生
問宮　理和

正七位に叙する
岡本　好治

従七位に叙する（以上六月十六日）
西川　昭二

従五位に叙する
佐藤　榮喜

正七位に叙する（各通）（以上六月十七日）
田井　啓三

従五位に叙する
高城　四郎

正六位に叙する
小嶋　響

従六位に叙する（各通）
狩野　正喜

正七位に叙する（以上六月十八日）
服部　雅好

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、カタール前首長ハマド・ビン・ハリーファ・アール・サーニ殿下薨去につき、七月十七日同国首長殿下へ御弔電を発せられた。

官報

令和８年５月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	5　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−34	−203	−3,662
（対前年同月比）	（−99.1）	（−97.2）	（−66.3）
貿易収支	69	3,957	−4,971
（対前年同月比）	（—）	（—）	（−50.7）
輸出	93,602	101,081	81,591
（対前年同月比）	（14.7）	（13.9）	（−1.6）
輸入	93,533	97,124	86,561
（対前年同月比）	（8.1）	（9.5）	（−6.9）
サービス収支	−103	−4,160	1,309
（対前年同月比）	（—）	（−42.7）	（—）
第一次所得収支	42,756	42,100	41,802
（対前年同月比）	（2.3）	（15.3）	（−3.3）
第二次所得収支	−3,040	−2,818	−4,935
（対前年同月比）	（−38.4）	（−49.0）	（56.0）
経常収支	39,683	39,078	33,205
（対前年同月比）	（19.5）	（64.9）	（13.8）
資本移転等収支	−155	−220	−1,020
直接投資	32,343	27,747	17,414
証券投資	−20,349	−132,922	18,688
金融派生商品	6,283	4,055	103
その他投資	146,943	142,020	−4,489
外貨準備	−114,354	3,695	7,874
金融収支	50,865	44,594	39,589
誤差脱漏	11,338	5,735	7,404

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和８年１～３月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	1　月	2　月	3　月	1 ～ 3 月
貿易・サービス収支	−13,251	−110	6,433	−6,928
（対前年同月〈期〉比）	（−60.5）	（—）	（12.6）	（−69.3）
貿易収支	−6,127	2,667	8,207	4,748
（対前年同月〈期〉比）	（−78.5）	（−67.1）	（34.2）	（—）
輸出	90,428	93,791	108,226	292,445
（対前年同月〈期〉比）	（18.4）	（2.9）	（11.7）	（10.6）
輸入	96,555	91,124	100,019	287,698
（対前年同月〈期〉比）	（−8.0）	（9.7）	（10.2）	（3.2）
サービス収支	−7,124	−2,777	−1,774	−11,675
（対前年同月〈期〉比）	（43.2）	（−2.8）	（346.1）	（41.9）
第一次所得収支	27,353	42,365	46,539	116,258
（対前年同月〈期〉比）	（−22.2）	（11.5）	（21.4）	（4.3）
第二次所得収支	−4,737	−2,921	−5,218	−12,876
（対前年同月〈期〉比）	（1.1）	（−24.0）	（−33.0）	（−21.1）
経常収支	9,365	39,335	47,754	96,454
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（−0.1）	（31.7）	（32.9）
資本移転等収支	−114	−296	−696	−1,106
直接投資	14,891	13,745	12,038	40,674
証券投資	−93,209	−119,578	89,186	−123,601
金融派生商品	6,886	6,956	8,248	22,090
その他投資	66,968	132,995	−68,171	131,793
外貨準備	2,545	6,594	−320	8,819
金融収支	−1,918	40,712	40,980	79,775
誤差脱漏	−11,169	1,674	−6,078	−15,573

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

記事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１２号

愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目１５０番地

清算株式会社　株式会社おさかな工房

代表清算人　鶴崎雄二

１　決定年月日　令和８年６月３０日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６７号

東京都千代田区紀尾井町４番１号ニューオータニビジネスコート１０階

清算株式会社　株式会社セーフティ・サービス

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第４号

長野県北佐久郡御代田町大字御代田2670番地12

清算株式会社　ＳＵＮ管財株式会社

代表清算人　渡辺　功

１　決定年月日　令和８年７月７日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者のうち株式会社八十二長野銀行を除く債権者（以下「本件協定債権者」という）に対して、別紙配当表清算株式会社配当額欄記載の金額を、本協定認可決定確定後２週間以内に、弁済する。

２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

３　本件協定債権者は、第１項の弁済及び保証人渡辺功から別紙配当表保証人からの配当額欄記載の金額の弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、その余の清算株式会社に対して有する一切の債権について債務を全部免除する。

４　株式会社八十二長野銀行は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対して、清算株式会社に対して有する一切の債権について債務を免除する。

５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙配当表債権割合欄記載の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

６　特別清算開始決定日以降、協定債権者の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以　上

（別紙省略）

長野地方裁判所佐久支部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

秋田県秋田市大町二丁目五番一号

（甲）特定非営利活動法人きらら

理事長　鈴木　嘉彦

秋田県秋田市大町二丁目五番一号　きらら

アーバンパレス一階

（乙）ＮＰＯ法人セーフティネット秋田

つなぎ隊

理事長　鈴木　嘉彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式千六百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二二七頁（号外第一一二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月八日
掲載頁　五十八頁（号外第二二五号）

令和八年七月二十二日
東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル三階
（甲）株式会社サイバーガジェット
代表取締役　加藤　貴章
東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル三階
（乙）株式会社サイバーガジェットホールディングス
代表取締役　染谷　和之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十四頁（号外第二六五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　一二一頁（号外第二八〇号）

令和八年七月二十二日
東京都千代田区神田駿河台一丁目五番地
（甲）株式会社ツクリエ
代表取締役　鈴木　英樹
京都市中京区新町通三条上ル町頭町一一二番地
（乙）ティーエスアイ株式会社
代表取締役　熊谷　孝幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　八十六頁（号外第一五七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　八十六頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十二日
東京都新宿区住吉町一番二〇号角張ビル五Ｆ
（甲）株式会社スホ
代表取締役　田　昌錫
東京都新宿区住吉町一番二〇号角張ビル五Ｆ
（乙）株式会社Ｍｉｒａｋｕ
代表取締役　田　昌錫

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日を予定しております。

合併後存続する甲の資本金は二億七百六十五万円であり、資本金の額に増加はありません。

乙の株主に対する金銭等の割当はありません。

また、乙は、新株予約権を発行しておりません。

乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において一切変更なく甲に引き継がれます。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nihonkyosai.com/
（乙）https://www.a1-ssi.com

令和八年七月二十二日
東京都千代田区神田猿楽町二丁目八番一六号平田ビル九階
（甲）日本共済株式会社
代表取締役　松本　克己
大阪市中央区久太郎町一丁目九番二六号
（乙）エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役　鶴原　敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.morinagamilk-sales.com/company/groupnotice/
（乙）https://www.morinagamilk-sales.com/company/groupnotice/

令和八年七月二十二日
東京都港区芝浦三丁目一三番八号
（甲）株式会社東日本トランスポート
代表取締役　鶴見　巌
新潟県新潟市北区新崎一一一番一三号
（乙）株式会社新潟デイリーサービス
代表取締役　鶴見　巌

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://hanayell.jp/
（乙）http://www.kitahiro.jp

令和八年七月二十二日
広島県山県郡北広島町有田一二三四番地
（甲）一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーる
代表理事　箕野　博司
広島県山県郡北広島町有田一一二番地
（乙）一般社団法人北広島町観光協会
代表理事　堀田　高広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日
福岡市博多区美野島二丁目三一―一四―一五〇四
（甲）合同会社フラッシュワークス
代表社員　今朝丸健児
福岡市中央区平尾二丁目一四―一〇―七〇二
（乙）合同会社インディペンデント
代表社員　今朝丸健児

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社プリンシパルホールディングス（住所東京都町田市金森三丁目二三番一一号）に対して子会社管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　二頁
令和八年七月二十二日
東京都町田市金森三丁目二三番一一号
株式会社武相地所
代表取締役　玉井　圭

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社湖国もりやま農園（住所滋賀県守山市欲賀町一三一五番地）に対して当社の園芸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　五十八頁（号外第一二二号）

令和八年七月二十二日

滋賀県守山市十二里町五三一番地

クニエダ株式会社

代表取締役　國枝　政嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ブラシカスタジオとし、効力発生日は令和八年九月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

札幌市中央区北三条西二十八丁目二―一

サンビル三階　合同会社ブラシカスタジオ

代表社員　工藤　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　合同会社ベルキャンド

代表社員　宮里　悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

東京都港区六本木七丁目一七番二二号二一〇号室　合同会社ＡＰＯ

代表社員　真部ゆかり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社シンセイ建設とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

神奈川県綾瀬市寺尾西二丁目八番一〇号

合同会社シンセイ建設

代表社員　上鵜瀬勢士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目一三番地一〇吉村ビル一〇七号　合同会社ＫＯＹ

代表社員　小屋松京香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

石川県野々市市新庄一丁目九九番地二　合同会社誉

代表社員　岩坪　昭夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エコレットカンパニーとします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載後の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十二日

長野県上水内郡信濃町大字柏原五七番地一　エコレットカンパニー合同会社

代表社員　高山　宏隆

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年七月二十二日

岐阜県海津市平田町三郷字江西二二九六番地

農事組合法人川瀬牧場

理事　川瀬　明久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号なんばスカイオ二七階

合同会社Ｐ＆Ｂ財務パートナー

代表社員　森　隆史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はワールドリンク株式会社とします。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

大阪府池田市旭丘一―四―七　ワールドリンク合同会社

代表社員　潘　鵬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＧＲＯＷとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

神戸市垂水区向陽二丁目六番一八号向陽センタービル一〇三　合同会社ＧＲＯＷ

代表社員　中村　裕斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＴＫとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

岡山県倉敷市広江六丁目一番一五号片岡ビル二Ｆ　合同会社ＳＴＫ

代表社員　赤木　絵美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

北九州市八幡西区筒井町一五番三―七一〇号

合同会社エシカルジャパン

代表社員　小野　一美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

北九州市八幡西区上上津役四丁目八番二二号

合同会社Ｎｅｅｄ

代表社員　大木　陽平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十二日

沖縄県国頭郡今帰仁村字運天一〇六九番地

有限会社富士産業

代表取締役　手登根久雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一億七一五〇万円減少し、それぞれ一億円、九億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://auspi.co.jp/koukoku

令和八年七月二十二日

東京都千代田区九段南一丁目六番一七号

ＡＵＳＰＩＣＩＯＵＳ株式会社

代表取締役　浦田　光也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十二日

東京都八王子市東浅川町五五五―五

大英エレクトロニクス株式会社

代表取締役　渡邉真佐男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十二日

大阪市天王寺区舟橋町二番二四号

マレー株式会社

代表取締役　野村　嘉造

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月二十二日

東京都江東区猿江二丁目一六番三一号

日本自動車メーター株式会社

代表取締役　大塚　一基

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長谷川倫也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

東京都目黒区中町二丁目七番八号

Ｓｎａｐ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　長谷川倫也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアレン・アンダーソン・コックスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十二日

沖縄県中頭郡嘉手納町水釜四〇六ハウスナンバー七二六七　ＳｕｐｐｌｙＣｏｒｅ（組織変更後：ＳｕｐｐｌｙＣｏｒｅ　ＬＬＣ）

日本における代表者

アレン・アンダーソン・コックス

取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにしましたので、公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第二回新株予約権のうち、令和七年四月一日から令和八年六月三十日までの間に、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部　三個

二、取得の日　令和八年八月六日

令和八年七月二十二日

京都市下京区新町通四条下る四条町三四七番地の一

株式会社アドインテ

代表取締役　十河　慎治

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和八年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号野村不動産大阪ビル八階

ＡＣＳ株式会社

確定給付企業年金清算人　宮川　三生

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十二日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号

株式会社旭ポリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人　舩津　浩矢

訂正公告

令和八年七月一日掲載の組織変更公告中、イニシアライフホールディングス合同会社の住所「東京都港区六本木一丁目七番一号」とあるは「東京都港区六本木一丁目七番一〇号」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目七番一〇号

イニシアライフホールディングス合同会社

代表社員　原　達也

取消公告

令和八年二月十六日（号外第三十二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和八年七月二十二日

大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号

（甲）朝日自動車第二株式会社

代表取締役　金子　健作

大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号

（乙）朝日自動車第一株式会社

代表取締役　金子　健作

大阪市住之江区新北島八丁目二番七〇号

（丙）朝日自動車第三株式会社

代表取締役　金子　健作

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年六月八日官庁報告欄法務省告示配第九十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
九二		三（終りから）	横浜市港北区	東京都目黒区
令和八年六月三十日官庁報告欄法務省告示配第百二号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一二	三	一九	横浜市西区	横浜市神奈川区